

平成24年11月16日

第2438号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(588・福祉政策課)	1
○生活保護法による介護機関の指定(589・福祉政策課)	1
○生活保護法による指定介護機関の変更(590・福祉政策課)	2
○地籍調査に関する事業計画(591・農山村振興課)	3
○臨時種畜検査による種畜証明書の交付(592・畜産振興課)	3
○基本測量実施の通知(593・建設政策課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(594・河川砂防課)	3
○建設業の許可の取消し(595・秋田地域振興局総務企画部)	4
○建設業の許可の取消し(596・仙北地域振興局総務企画部)	4

告 示

秋田県告示第588号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤	北秋田市下杉字上清水沢74	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年9月30日

秋田県告示第589号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
介護支援事業所じょい	合同会社常居	大館市餅田一丁目5-21	居宅介護支援事業	平成24年9月1日
大曲ひまわり薬局	有限会社ピー・アンド・エス	大仙市大曲日の出町二丁目4-45	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年9月1日
アースサポート由利本荘	アースサポート株式会社	由利本荘市八幡下75番地5	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年8月1日

訪問介護ステーションほほえみ	有限会社たんぼほ	仙北郡美郷町浪花字一丈木36番地4	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年9月1日
介護の相談所花むつみ	社会福祉法人一真会	横手市十文字町睦合字川井川47番地	居宅介護支援事業	平成24年9月15日
小規模多機能型居宅介護花むつみ	社会福祉法人一真会	横手市十文字町睦合字川井川47番地	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年10月1日
ケアプランセンターみんなの杜	株式会社のしろ福祉サービス	能代市河戸川字谷地50番地3	居宅介護支援事業	平成24年9月15日
ケアサポートひかり	有限会社インフォメーションヒラカ	横手市安田字馬場227番地	居宅介護支援事業	平成24年9月1日
ショートステイかがり火	社会福祉法人ひらか福祉会	雄勝郡羽後町字南西馬音内190	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成24年6月15日
デイサービスセンターおおとり	株式会社おおとり	大館市赤館町1番地13	通所介護、介護予防通所介護	平成24年7月1日
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤	北秋田市下杉字上清水沢16番291	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年10月1日
サンビレッジ清風のしろ	株式会社松峰園	能代市落合字上前田149-1	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年10月1日
ケアプランセンターとんぼ	有限会社バスケの街能代企画	大館市字新町33番	居宅介護支援事業	平成24年9月15日

秋田県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
ヘルパーズ ステーション光	有限会社イン フォメーショ ンヒラカ	横手市安田字 馬場227番地	横手市大屋新 町字中野326- 11	横手市安田字 馬場227番地	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年9月15日
株式会社ふく ろう	株式会社ふく ろう	湯沢市横堀字 小正寺18-2	有限会社ふく ろう	株式会社ふく ろう	通所介護、 介護予防通 所介護、短 期入所生活 介護、介護 予防短期入 所生活介護	平成23年10月28日

ケアプランセンター結	株式会社 エヌ・エス クラフト	北秋田市下杉字上清水沢74番地1-2	北秋田市米内沢字柳原58番地	北秋田市下杉字上清水沢74番地1-2	居宅介護支援事業	平成24年11月1日
訪問看護ステーション実					訪問看護、介護予防訪問看護	

秋田県告示第591号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成24年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行う者の名称
八峰町
- 2 調査地域
八峰町八森字籠田ほか11字
- 3 調査期間
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

秋田県告示第592号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成24年度臨時種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	検 査 成 績	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			産 地		
H24 秋田県臨時 第1号	源氏 88 (2011子秋黒 1298470810)	肉用牛 黒毛和種	H23.5.9	2 級	大仙市横堀字熊本54 佐藤 匠
			秋田県大仙市		

秋田県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量（電子基準点付属標取付観測作業）
- 2 作業を行う地域
鹿角市
- 3 作業を行う期間
平成24年11月12日から同月30日まで

秋田県告示第594号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
落合1号	秋田市上新城小又字落合	84番の一部(次の図に示す部分に限る。)、85番の一部(次の図に示す部分に限る。)、141番の一部(次の図に示す部分に限る。)
	秋田市上新城小又字高野屋	16番の一部(次の図に示す部分に限る。)、29番の一部(次の図に示す部分に限る。)、31番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、32番の一部(次の図に示す部分に限る。)、33番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、33番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、34番の一部(次の図に示す部分に限る。)、35番の一部(次の図に示す部分に限る。)、36番の一部(次の図に示す部分に限る。)、54番の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第595号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年11月8日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社フナバ
秋田市新屋船場町6番53号
取締役 加 藤 美津子
秋田県知事許可(般-20)第80600号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年11月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第596号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年11月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社はりまアクアライン
大仙市大曲上大町7番10号
代表取締役 播 摩 州 達
秋田県知事許可(般-22)第2178号
- 3 処分の内容

土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年11月5日付けで土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。